

## パブリックコメントとして掲載した改正動物愛護管理基本指針（素案）からの主な変更点とその理由（第2次答申案）

No.	該当箇所	変更点	理由
1	答申案（P12-13） 第2 2 （2） ①現状と課題	（素案） <u>殺処分を減らしつつ、動物の適正飼養を推進する</u> （答申案） <u>動物の適正飼養を推進しつつ、殺処分を減らしていく</u>	パブリックコメントの意見を踏まえ、適正飼養の推進が殺処分を減らすことにつながるとの趣旨となるよう、文言の整理を行った。
2	答申案（P14） 第2 2 （2） ②講ずべき施策イ	（素案） ② <u>①以外の処分（愛がん動物、伴侶動物として、家庭で飼養できる動物）</u> （答申案） ② <u>①以外の処分（譲渡先の確保や適切な飼養管理が困難）</u>	パブリックコメントの意見を踏まえ、殺処分の3分類①～③に関する主旨の明確化に資するよう、実態把握の具体的な方法との整合性を踏まえ、全体として表現の適正化を図ることとした。
3	答申案（P16-17） 第2 2 （3） ②講ずべき施策イ	（素案） <u>生活環境被害の防止や犬又は猫の適正飼養の観点から、所有者等のいない子犬・子猫の発生を防止するためには、所有者等のいない犬又は猫に対する後先を考えない無責任な餌やり行為が望ましくないことについて普及啓発を強化すること。</u> （答申案） <u>生活環境被害の防止や犬又は猫の適正飼養の観点から、所有者等のいない犬又は猫に対する後先を考えない無責任な餌やり行為が望ましくないことについて普及啓発を強化するとともに、地域猫活動に対する理解を促進すること等を通じ、所有者等のいない子犬・子猫の発生を防止するための取組を推進すること。</u>	パブリックコメントの意見を踏まえ、無責任な餌やり行為と地域猫活動の違いを明確化するよう、また、地域猫活動に対する理解の促進等が所有者等のいない子犬・子猫の発生を防止することにつながるとの趣旨となるよう、文言の整理を行った。